

お 知 ら せ

この度の令和8年8月千葉豪雨により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、一日も早く復旧されますことをお祈り申し上げます。

当組合では、被害に遭われた皆様に、以下の通り、弾力的なお取り扱いをさせていただきます。

1. 預金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失された場合でも、被災された状況等を踏まえた確認方法をもって、預金者ご本人の申出であることを確認して払戻に応じます。
2. 事情により、定期預金、定期積金等の期限前お支払いのほか、当該ご預金等を担保とすること融資にも応じます。
3. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形につきましては、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができるようにいたします。
4. 今回の災害のため支払できない手形・小切手の不渡り処分につきましても、全国銀行協会で決定した措置に配慮したお取り扱いをさせていただきます。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様のお取り扱いをいたします。
5. 損傷した紙幣や硬貨の引き換えに応じます。
6. 国債を紛失された場合、ご相談に応じます。
7. 罹災証明書の提出が困難な場合でも、ご相談に応じます。
8. 災害の状況、応急資金の必要性等を勘案して、速やかなご融資対応のほか、既にご利用いただいているご融資の、返済条件変更のご相談に応じます。
9. 窓口の営業時間は9:00 から 15:00 となっておりますが、当該時間内に来店等が難しい場合につきましては、相談窓口および最寄りの店舗までお電話でご相談ください。

※詳しくは、窓口にお問い合わせください。



君津信用組合